

協会だより

(一社)秋田市建設業協会

目 次

1. 行事報告

○要望書の提出

(令和3年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望)

2. 部会・青年会等の活動

○青年会球納めゴルフコンペ・忘年会

1. 行事報告

○要望書の提出

12月16日(木)

(令和3年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望)

林会長ほか4名の役員が穂積市長と面談し、要望書「令和3年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望」を提出しました。

要望書については、以下のとおりです。

要 望 書

令和3年12月16日

秋田市長 穂 積 志 様

一般社団法人 秋田市建設業協会
会 長 林 明 夫

令和3年度

建設工事に関する入札制度等についての改善要望

秋田市政のますますのご発展をお喜び申し上げます

平素より、当協会に対しまして格別のご指導ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

穂積市長におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策並びに未来の秋田市を築く幾多の施策展開の陣頭に立ち、日々、市政の推進にご尽力されておりますことに心から敬意を表します。

さて、近年、全国各地で地震、暴風、大雨等による災害により、多くの被災者が不自由な生活を強いられる状況が増えてきております。

市内においても、今年7月の大雨や昨冬の暴風雪により被害が発生しましたが、その一刻も早い復旧には、災害協定により速やかに善後策を講じるとともに、いつでも市民の負託に応じられるよう、日頃の官民連携と迅速な対応を可能とする機動力が必要とされます。

しかしながら、建設業においては、高齢化や労働者不足が深刻になっていることに加え、長時間労働の是正やAI、ICT技術の活用など変革の波が大きく押し寄せ、様々な課題が生じてきております。

このような中、現在、地元建設業界は、担い手の確保と育成および労働生産性の向上等に取り組んでいるところであり、その推進には、発注者と受注者がそれぞれの責務を果たしつつ、相互に連携していくことが肝要であります。

当協会としましても、労働環境が大きく変化し始めている状況下、インフラの守り手として迅速かつ確実に行動することにより、地域の安全と経済の発展に寄与してまいりたいと考えておりますことから、下記のとおり要望いたします。

記

1 調査・設計の品質確保について

公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階にあたる調査・設計においても、工事と同様の品質確保を図ることが重要な課題となってきます。

秋田市では、入札手続きにおける透明性、公平性及び入札参加者の利便性の向上等を図ることを目的として、設計数量等の工事費積算情報を公開しておりますが、設計数量と実施数量との差が大きいことや取引単価との乖離等から、設計内容では工事が実施できない場合があります。

見積り等による歩掛り、特殊資材の市況調査価格、特殊な工法等については、その採用時点や根拠及び仕様等について公開して頂くとともに、適切な現地調査や物価状況に基づいて、工法、積算、実勢単価等に十分配慮して頂くようお願いいたします。

特に、主要な工事材料の価格が著しく高騰し、請負代金額が不相当となった場合は、いわゆる単品スライド条項を適用するなどして、請負代金額を適正に変更して頂くようお願いいたします。

また、現場条件により、工種や工法の変更が必要となった場合は、工事請負業者と十分な協議を行ったうえで、員数の変更や工期延長及び必要経費の増額等、現場に即した設計変更をして頂くようお願いいたします。

2 建築及び設備工事の設計・積算並びに数量公開について

秋田市では、建築及び設備工事において公開する数量は、「参考数量」として取扱い、これに関する疑義は原則として質問回答の対象としないこととされております。

これに対し、秋田県の営繕工事においては、改正品確法の基本理念に基づいて、令和2年度から、4千万円以上の建築一式工事（新築工事に限る）及びこれに付随する1千5百万円以上の電気・機械設備工事について、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である旨を入札公告及び発注概要書に明記し、数量に齟齬があった場合は、発注者と協議して数量の訂正及び請負代金額の変更に及ぶことができる方式を試行しております。

秋田市においても、請負契約締結後における積算数量に関する協議を円滑に行うため、県に倣って、一定額以上の建築及び設備工事については、「参考数量」ではなく、適切に契約変更を行うことのできるいわゆる「契約数量」としての公開を早期に実施

されることを要望いたします。

3 最低制限価格制度について

秋田市最低制限価格制度取扱要領では、秋田市及び上下水道局が発注する建設工事に採用する最低制限価格については、設計金額5千万円未満の建設工事を対象として、87%から91%の間の掛率を開札前の抽選により決め、予定価格にその率を乗じて得た額とするとしております。

しかし、予定価格は取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正に定められる価格であり、これに抽選により決めた率を掛けて最低制限価格を決める方法は、工事の手抜き、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底等を抑止して、請負契約の内容に適合した履行を確保するとした同制度の目的に即しないものであります。

多くの都市では国が推奨する中央公契連モデル（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）を参考に、対象工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を対象として最低制限価格を決めており、このことにより、入札参加者の徹底した工事内容の分析と積算技術の向上が促進され、適切な制度運用が図られることから、秋田市においても他都市を参考に方式を改正されるよう要望いたします。

4 低入札価格調査制度について

公共建設工事の入札における予定価格は、市場の実勢価格の調査（取引実例価格、需給の状況、履行の難易、所要数量、工期等）を考慮して契約金額を決定する基準として設定され、本来、当該価格と入札価格（受注額）との差の少ない契約が、適正な品質確保及び担い手育成のため望ましいものとされております。

このため、多くの都市が、公共工事のダンピング受注への対策として、低入札価格調査取扱要領等を定めて対処しております。

しかし、秋田市低入札価格調査制度取扱要領における失格判断基準では、「入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札した者全員の平均入札価格に、10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること」と定めており、この基準では、落札価格が同要領第3条の調査基準価格未満の額で決まる方向に誘引され、ダンピング受注の抑止にはなっておりません。

このことから、秋田県低入札価格調査取扱実施要領の別表（第3条関係）失格判断基準（失格判断基準価格）を参考にして改正されるよう要望いたします。

5 働き方改革の取組について

働き方改革関連法が、2019年（平成31年）4月に順次施行となったことにより、建設業界は、長時間労働の是正や違法残業の抑制、労働生産性の向上等について、

2024年（令和6年）4月から完全対応が求められております。特に、改正労働基準法では、労働時間の上限が罰則付きで規定されており、これを見据えた「働き方改革」が喫緊の課題となっております。

このため業界では、労働者の環境改善、技術者や技能労働者の確保と育成への対応が急務となっており、また発注者側には、適正な工期設定と適切な予定価格、施工時期の平準化などが求められております。

働き方改革関連法への対応は、会社経営に大きな負担となるため十分な準備が必要であるとともに、発注者、受注者相互の理解と協力が必須であることから、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上のための施策について、今後の展開をご教示頂きますようお願いいたします。

6 工事入札までの準備期間の確保について

① 工事入札の質問回答日から入札書締切日までの期間について

建設業法第20条第3項では、契約内容の提示から入札までの間に、受注予定者が見積りを行うための最短期間が定められております。

秋田市が発注する建設工事の一部には、この間における質問回答日から入札書締切日までの期間が短く、回答を加味した内容の検討や見積書の取り直し、実行予算の組み直し等、再精査を行う時間が確保できないものがあるため、質問回答日から入札締切日までの期間を適切に設定され、受注予定者に対して、余裕のある十分な見積り期間を設けて頂くよう要望いたします。

また、回答や追加資料に対する再質問についても受け付けて頂くことをお願いいたします。

② 公告から入札参加申込締切日までの期間について

入札参加要件が、特定建設共同企業体を結成することとされている場合、工事を適正かつ円滑に行うための構成員や代表の選考、共同施工方式における出資割合等さまざまな調整が必要となります。

このため、工事の発注にあたっては、受注予定者に対し、余裕を持った十分な参加申込期間を設けて頂くよう要望いたします。

7 市内建設業者の等級格付について

秋田市の経済が潤い雇用が拡充するためには、地元建設業者が受注機会を確保できる枠組みの中で公共事業が実施されることが重要であります。

しかしながら、実態は大手資本による地方支店と何ら変わらない企業が、徹底したダンピングを行って、その資本力を基に地元建設業者の市場を侵食していくケースが

見受けられます。

このことは、経済の地域内循環が悪くなるばかりでなく、各地域で技術・技能を生かして地域社会の発展に貢献している地元建設業者の経営にとって大きな痛手となります。

そして、次第にその機動力が失われていくことから、地元経済はもとより、災害発生時の人命救助や復旧・復興さらには除雪作業、インフラ整備等に支障が出ることになってしまいます。

このため、格付制度の趣旨を維持するためにも、格付審査時に株主構成及び資本金額等を総合的に勘案し、市内に主たる営業所を有する建設業者であっても大手資本とみなされる場合は、大手ゼネコンと同等の取扱をして競争力の公平性を確保して頂くよう要望いたします。

8 秋田市工事請負業者選定要領の土木工事・建築工事について

秋田市工事請負業者選定要領第7条選定基準では、「土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事又は造園工事を入札に付する場合は、当該工事の実設計額に対する別表第1の等級に格付けされた者のうちから選定するものとする。ただし、実設計額が5千万円以上の土木工事及び建築工事を入札に付する場合は、別表第1のほか別表第2に掲げる者のうちから選定するものとする。」とされ、さらに別表第2では「実設計額1億円以上では総合点数850点以上」と規定しております。

秋田県では、本年4月に、令和3・4年度適用建設工事入札参加資格審査の結果に伴い、共同企業体の入札参加要件として求める総合評定値について、一般土木の点数を930点から940点に引き上げたところであり、秋田市においても、建設業者を公正かつ効率的に選定し、確実な契約履行を確保するため、工事請負業者選定要領別表第2の土木工事及び建築工事の総合点数850点について、上昇変更していただきますようお願いいたします。

9 市内建設業者の受注機会の確保について

市内建設業界における経営状況は、2019年施行のいわゆる「新・担い手三法」や「働き方改革関連法」の背景にあるように大変厳しい状況にあります。特に担い手の確保と育成を進めるうえでは、適切な積算に基づく工事の受注から、適正な利潤を得て良好な労働環境を確保しなければなりません。

建設業の担い手の中長期的な育成・確保は、秋田市の発展繁栄にも大きく関わることであり、秋田市発注の建設工事はもとより、秋田市が補助金等の交付を行う民間社会福祉施設や市が出資する公社及びその他関与する施設の建設等についても、地元経済への波及効果が大いに期待できる「分離発注方式」の採用や、「市内に本社又は本店

を置く建設業者」又は「市内に本社又は本店を置く建設業者による建設共同企業体」を入札参加要件とされるよう、各関連部署及び団体等に対し、強くご指導頂きますようご配慮をお願い申し上げます。

特に、昨今、秋田市が補助金等の交付を行う民間社会福祉施設の建築工事については、入札参加要件として、建築一式工事の総合評定値（P点）が1, 100点以上に設定され、これに適合する建設業者は県内で6社、うち市内が2社と限られた業者しか参加できない状況が続いております。また、市が出資する公社においても、市外の建設業者が施工しているような状況です。

このように、競争性が担保されているとは言い難い入札等により、市内建設業者の参加機会が得られない状況が続いておりますことから、切にお願い申し上げます。

10 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて

秋田市公契約基本条例が平成26年4月に施行されて以来、当協会員は、条例の趣旨に沿って、総合評価落札方式ガイドラインによる労働環境評価、及び地元貢献評価の規定や不履行による場合の「減点修正」にも応じてきております。

しかし、最近の建設業界の労働者不足や資機材単価等の変動と不履行による減点により、総合評価への加点申請を見合わせるケースが増えております。

このままでは、総合評価落札方式の本来の目的が失われ、建設産業の発展が危惧されることから、以下について要望いたします。

①配置予定技術者の施工実績等について

配置予定技術者の同一工種、同規模以上工事の施工実績において、当該申請書の工事経歴の従事役職欄に、主任技術者、監理技術者または現場代理人の役職名を記入することとありますが、一定の資格を有している場合は、この役職以外の担当技術者として従事した場合についても認めて頂くようお願いいたします。

また、現場代理人の場合は、「主任技術者等」と同等の資格を有することとありますが、いわゆる「新・担い手3法」の改正により、本年4月から施工管理における「技士補」の資格制度がスタートしたことに伴い、労働者不足や施工管理技術者を育成しやすい労働環境を整備するといった観点から、1級の「技士補」についても認めて頂きますようお願いいたします。

②労働環境評価について

労働環境評価については、各職種における労働者の最も安価な予定賃金を入札時に申請しても、各工種の工程や進捗状況によって、当初予定した建設労働者の変更や増員となることが一般的であり入札時に評価することは実態に合っておりません。

また、工事完成後における最も安価な支払賃金の履行状況の確認については、従事したすべての労働者を対象としていますが、第二次以下の建設労働者に支払われる賃金は、第一次下請業者等の権限によることから、受注者は、第二次以下の下請業者の建設労働者に支払った賃金を把握することは困難であります。

以上のことから工事完成後において、受注者が直接契約を結ぶ第一次下請業者の労働者に支払った賃金のみをその評価の対象とし、入札時には前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。

③地元貢献評価について

地元貢献評価については、入札時に下請業者の選定及び資機材調達先の計画を評価されても、受注後における市中の工事量、地元建設労働者や重機等の不足、工事進捗状況等による工程・工法の変更、並びに資機材や労働者の単価高騰により、当初の評価内容で工事が完成することは稀であることから、入札時に評価することは実態に合っておりません。

このことから入札時の評価を改め、工事完成後に実績として査定し、入札時には前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。

④工事成績評定から減点することについて

蓄積された技術を日々研鑽し、熱意をもって物づくりに取り組むことで、成果の出来形・見栄え・品質などについて高い評価を得ることは、技術者冥利に尽きます。

しかし、総合評価落札方式の労働環境評価及び地元貢献評価の査定が、工事成績評定点から減点する方法であるため、良質な品質確保を目指した技術者の意識が低下しています。

労働環境及び地元貢献の評価は、工事の出来栄えや技術提案などの評定とは異質であることから、同ガイドライン7実績等評価項目の「過去2年間の同一工種における工事成績評定点」とは分離し、総合評価の別項目として、前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。

2. 部会・青年会等の活動

○青年会球納めゴルフコンペ・忘年会

12月9日(月)

12月では珍しい晴天の下、会員7名が参加して、秋田カントリークラブにて球納めゴルフコンペが開催されました。また、忘年会が津ねやで行われ14名が参加し、親睦を深めました。